

茨城県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（イノシシ）  
（平成 30 年 11 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで）

1 背景及び目的

本県では、茨城県イノシシ管理計画（第六期）を平成 29 年 3 月に策定し、被害対策地域の農林作物被害の軽減と拡大防止地域からのイノシシ根絶を目標にイノシシの個体数管理を推進しているが、近年、イノシシによる農林作物被害は、これまでの中山間地域のほか、従来はイノシシの生息が報告されていなかった温暖で農業の盛んな地域にまで拡大している。

生息域の拡大を防止することは、被害面積、被害量、被害金額の総合的かつ安定的な軽減及び地域の生態系の維持のためにも重要な課題であることから、指定管理鳥獣捕獲等事業による拡大防止地域での捕獲等を引き続き実施することで、個体数管理の強化を図る。

また、被害対策地域では、農林作物被害に加えて、筑波山や県北部の希少動植物や湿地等への掘り起こし被害も見受けられているため、指定管理鳥獣捕獲等事業による被害対策地域での生態系保全のための捕獲等を実施する。

2 対象鳥獣の種類

イノシシ

3 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間

| 実施区域名                 | 実施期間  |
|-----------------------|---|
| 拡大防止地域指定管理鳥獣捕獲等事業実施区域 | 平成 30 年 11 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日<br>（うち、捕獲作業を行う期間）<br>平成 30 年 11 月 1 日～平成 31 年 3 月 15 日（90 日間程度） |
| 筑波地域指定管理鳥獣捕獲等事業実施区域   | 平成 30 年 11 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日<br>（うち、捕獲作業を行う期間）<br>平成 30 年 11 月 1 日～平成 31 年 3 月 15 日（30 日間程度） |
| 県北地域指定管理鳥獣捕獲等事業実施区域   | 平成 30 年 11 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日<br>（うち、捕獲作業を行う期間）<br>平成 30 年 11 月 1 日～平成 31 年 3 月 15 日（60 日間程度） |

#### 4 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域

| 実施区域名                 | 住所等                       | 選定理由  | 他法令等   |
|-----------------------|---------------------------|---|--|
| 拡大防止地域指定管理鳥獣捕獲等事業実施区域 | 行方市<br>銚田市<br>小美玉市<br>茨城町 | 近年、新たにイノシシの生息が報告されている区域であり、捕獲の担い手が少なく、捕獲に苦慮している。当地域は、イノシシ管理計画の管理目標である「地域からのイノシシ根絶」を目指していく必要がある。 | 大洗県立自然公園，洵沼鳥獣保護区【国指定】，納場鳥獣保護区，銚田鳥獣保護区，北浦鳥獣保護区，高須崎鳥獣保護区，麻生鳥獣保護区，牛堀地先鳥獣保護区，高浜入鳥獣保護区。各市町が鳥獣被害防止計画に基づき有害鳥獣捕獲事業を実施。 |
| 筑波地域指定管理鳥獣捕獲等事業実施区域   | つくば市                      | 筑波山では近年イノシシによる希少植物への被害（カタクリ、ブナなどの掘り起こし等）が増えているが、これまで十分な捕獲が実施されていない。                             | 水郷筑波国定公園，筑波山鳥獣保護区。   |
| 県北地域指定管理鳥獣捕獲等事業実施区域   | 高萩市                       | 県北部は、過疎化が進み、捕獲の担い手が不足している。山地系湿地等がある地域であり、イノシシによる湿地の掘り起こし等が見られ、生態系への影響が懸念されるが、十分な捕獲が実施されていない。    | 花園花貫県立自然公園，高萩鳥獣保護区，高岡鳥獣保護区，花貫ダム鳥獣保護区。市が鳥獣被害防止計画に基づき有害鳥獣捕獲事業を実施。  |

#### 5 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標

| 実施区域名                 | 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標 |
|-----------------------|----------------|
| 拡大防止地域指定管理鳥獣捕獲等事業実施区域 | 捕獲数 200 頭      |
| 筑波地域指定管理鳥獣捕獲等事業実施区域   | 捕獲数 30 頭       |
| 県北地域指定管理鳥獣捕獲等事業実施区域   | 捕獲数 100 頭      |

#### 6 指定管理鳥獣捕獲等事業の内容

##### (1) 捕獲等の方法

##### ① 使用する猟法と規模

| 実施区域                  | 使用する猟法                        | 捕獲等の規模  |
|-----------------------|-------------------------------|---------|
| 拡大防止地域指定管理鳥獣捕獲等事業実施区域 | わな猟（くくりわなによる捕獲，銃器による止めさし）     | 90 日間程度 |
| 筑波地域指定管理鳥獣捕獲等事業実施区域   | わな猟（くくりわな，箱わなによる捕獲，銃器による止めさし） | 30 日間程度 |
| 県北地域指定管理鳥獣捕獲等事業実施区域   | わな猟（くくりわなによる捕獲，銃器による止めさし）     | 60 日間程度 |

② 作業手順

|  |
|--|
| <p><b>【事前調査の実施】</b><br/>業務実施に係る実施区域のイノシシ生息状況等を調査する。</p> <p><b>【業務計画の作成】</b><br/>受託者は県と協議の上、業務実施に係る具体的な内容、実施体制、安全管理の方策、工程等の計画を作成する。</p> <p><b>【関係者・関係機関との調整・周知】</b><br/>市町、土地所有者または土地管理者、地域住民等、実施区域内の関係者・関係機関との調整を図り、業務実施に係る許可や安全管理体制を整える。また、捕獲等の実施にあたっては実施区域内の関係者・関係機関へ周知する。</p> <p><b>【捕獲等の実施、捕獲個体の処分】</b><br/>受託者は捕獲等の実施に係る作業状況、捕獲個体の捕獲年月日、捕獲位置、性別、体長、体重等の捕獲情報を記録する。捕獲個体は原則として焼却や埋設等により適切に処分する。また、錯誤捕獲があった場合、速やかに放獣するか、状況に応じて傷病鳥獣として保護する等して適切に対応する。</p> <p><b>【業務報告書等の作成、捕獲情報の収集・評価】</b><br/>受託者は捕獲等業務の完了後、記録された捕獲情報や作業状況等を取りまとめ、業務報告書を作成する。県は報告書等をもとに、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画検討委員会において事業の評価、次期計画策定に向けて検討する。</p> |
|--|

(2) 捕獲等をした個体の放置に関する事項（実施する場合に限る。）

① 放置する必要性

|        |
|--------|
| 実施しない。 |
|--------|

② 放置の内容

| 放置する時期 | 放置する区域 | 放置する数 | 捕獲等の方法 |
|--------|--------|-------|--------|
| 実施しない。 |        |       |        |

- (注) 1 放置する時期は、捕獲等をした個体を放置する行為を行う期間を記載する。  
 2 放置する区域は、可能な限り詳細で具体的な地域名を記載し、図面を添付する。  
 3 放置する数は、見込み数の上限を記載する。  
 4 捕獲等の方法は、銃猟にあつては必ず非鉛弾を使用する旨を記載する。

③ 生態系、住民の安全、生活環境及び地域の産業への配慮事項

|        |
|--------|
| 実施しない。 |
|--------|

(3) 夜間銃猟に関する事項（実施する場合に限る。）

① 夜間銃猟をする必要性

|        |
|--------|
| 実施しない。 |
|--------|

② 夜間銃猟の内容

| 実施区域   | 実施日時・時間 | 銃猟の方法 | 実施者 |
|--------|---------|-------|-----|
| 実施しない。 |         |       |     |

③ 安全管理体制、住民の安全管理及び生活環境への配慮事項等

|        |
|--------|
| 実施しない。 |
|--------|

## 7 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制

【実施主体】 茨城県

【実施方法】 業務委託

【委託の範囲】

事前調査の実施，業務計画書の作成，捕獲等の準備・調整及び実施，捕獲個体の処分，捕獲情報等の記録，業務報告書の作成

【委託先】

認定鳥獣捕獲等事業者，または法人であつて，認定鳥獣捕獲等事業者と同等以上の技能及び知識並びに安全管理を図るための体制を有し，委託しようとする指定管理鳥獣捕獲等事業を適性かつ効率的に実施できると認められる者

【体制】

学識経験者，動物生態学研究者，鳥獣害対策研究者を委員とする指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画検討委員会において，計画の策定，結果の把握及び評価並びに計画の改善に関する助言を受けることとする。

## 8 住民の安全を確保し、又は指定区域の静穏を保持するために必要な事項

### (1) 住民の安全の確保のために必要な事項

住民や関係者への事業実施の周知を，実施区域市町村と連携して広報等により行い，わな設置時は注意喚起看板の掲示をする。

(注) 住民の安全の確保のために必要な事項として、想定する事項を記載する。

### (2) 指定区域の静穏の保持に必要な事項

特定猟具使用禁止区域（銃）内では，止めさしの場合においても銃器の使用を原則として認めない。

## 9 その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項

### (1) 事業において遵守しなければならない事項

特になし。

### (2) 事業において配慮すべき事項

捕獲個体は原則として持ち帰り，焼却処分することとする。地形的要因等により持ち帰りが困難な場合は，捕獲個体が風雨等により容易に露出しない程度まで埋設する。埋設する場合には生態系及び生活環境に影響を与えないよう配慮する。

### (3) 地域社会への配慮

地域住民にイノシシの捕獲等の必要性について理解を得るよう努める。また，安全管理を徹底して行い，事故等の発生を防ぐ。